○外務省告示第三百二十一号

令和八年七月三十日にブリュッセルで署名された欧州連合の計画への日本国政府の参加に関する日本国政府と欧州連合との間の協定について、我が国は、同協定の暫定的な適用及び効力発生のために必要とされる内部手続が完了した旨の通告を令和八年七月三十日に欧州連合に対して行った。欧州連合は、同協定の暫定的な適用のために必要とされる内部手続が完了した旨の通告を同日に我が国に対して行った。よって、同協定は、令和八年七月三十日から同協定が効力を生ずるまでの間、その第十七条2の規定に従い、暫定的に適用される。同協定がその第十七条1の規定に従い効力を生ずる日については、別途告示する。

令和八年十月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

なお、同協定の概要は次のとおりである。

一　協定本文

1　この協定は、欧州連合（以下「連合」という。）の計画又は活動への日本国政府（以下「政府」という。）の参加に適用される条件を定める。（第一条）

2　この協定における用語の定義について定める。（第二条）

3　ホライズン・ヨーロッパ計画への政府の参加のための具体的な条件は、この協定の議定書に定める。（第三条）

4　政府は、この協定及びその議定書並びに関連する他の規則等に定める条件に基づき、連合の計画又は活動（例外的な場合には、それらの一部）に参加する。（第四条）

5　政府の代表者又は専門家等は、連合の構成国（以下「構成国」という。）の代表者又は専門家等が参加する委員会等の会合にオブザーバーとして参加することを認められ、投票の際には出席しない。政府は、投票の結果について通報を受ける。それらの会合への日本国の代表者又は専門家の参加は、特に発言権並びに情報及び文書の受領に関し、原則として、構成国の代表者に適用されるものと同一の規則及び手続により規律される。（第五条）

6　政府又は日本の事業体による連合の計画又は活動への参加は、政府の拠出を条件とする。政府は、自国の法令に基づき、及びその年次予算の範囲内で、拠出を行う。拠出金は、(a)運営分担金（緊急時予備費を含む。）及び(b)参加費（年次運営分担金の四パーセント。ただし、二〇二六年については、三パーセント）の合計の形式をとる。二〇二六年及び二〇二七年の政府の年次運営分担金は、附属書Ⅰに定める固定額とする。（第六条）

7　運営分担金は、特定の議定書に定めがある場合には、遡及して調整することができる。（第七条）

8　連合の計画又は活動（例外的な場合には、それらの一部）に関して適用される自動的な修正の額は、政府又は日本の事業体との間で実際に結ばれた法的な約束の当初の額と政府が支払ったこれに対応する運営分担金との差額とする。（第八条）

9　連合は、関連する合意又は契約に定めるところにより、日本の事業体及び日本の事業体のために活動する第三者（以下「日本の事業体等」という。）の施設において検査及び監査を行う権利を有する。連合の機関等は、日本国の領域内で資金供与契約等に基づいて職務を遂行する場合には、日本国の法令に適合する方法によって行動しなければならない。政府が指定する連絡部局（以下「指定連絡部局」という。）は、検査又は監査の対象、目的及び法的根拠について、事前に通報を受ける。（第九条）

10　欧州委員会及び欧州不正対策局は、関連する資金供与契約等に基づき、日本国の領域内で、不正行為から連合の財政的利益を保護することを目的とする任務を遂行する権限を有する。欧州委員会等がその目的のために行う活動は、日本国の法令に適合する方法により、指定連絡部局との緊密な協力の下で行われる。指定連絡部局が特定する職員は、当該活動に参加することができる。（第一〇条）

11　政府は、適用可能な国際協定及び二国間協定並びに日本国の法令に基づき、連合の財政的利益に影響を及ぼす犯罪を行った者等の捜査及び訴追において、構成国の権限のある当局又は欧州検察庁と協力する。（第一一条）

12　欧州委員会は、資金供与契約に基づく請求に関し、関連する契約の当事者である日本の事業体に対し金銭上の義務を課する決定を採択することができる。政府は、当該日本の事業体が所定の期間内に当該金銭上の義務の額を支払わない場合には、当該日本の事業体に対して全ての適当な措置をとる。欧州委員会は、指定連絡部局に通報後、三箇月を経過しても支払われない場合には、未払の額を緊急時予備費から賄う。（第一二条）

13　この協定の実施のため、連合の機関等は、日本の事業体等と直接の連絡を行うことができる。（第一三条）

14　政府及び連合の代表者で構成する合同委員会を設置し、少なくとも年一回会合する。（第一四条）

15　この協定は、日本国及び連合の各領域における関係法令に基づいて実施する。（第一五条）

16　この協定の解釈又は実施から生ずる両締約者間の問題が一方の締約者によって提起されてから二箇月以内に合同委員会における討議を通じて解決されない場合には、交渉を通じて相違につき解決する。（第一六条）

17　この協定の効力発生、暫定的な適用、終了及び改正並びに正文について定める。（第一七条）

二　議定書

ホライズン・ヨーロッパ計画への政府の準参加のための具体的な条件を定める。

三　附属書

1　附属書Ⅰ　政府の拠出金に関する算出及び運営分担金の自動的な修正並びにこれらの支払に係る細則について定める。

2　附属書Ⅱ　ホライズン・ヨーロッパ計画の第二の柱に相当する日本国の計画等の一覧について定める。

○外務省告示第三百二十二号

令和八年九月十八日にポートモレスビーで、コココポ・ラバウル沿岸幹線道路土砂災害リスク軽減計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がパプアニューギニア独立国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ココポ・ラバウル沿岸幹線道路土砂災害リスク軽減計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与等の限度額　四十一億八千万円

3　贈与等の供与期限　令和十六年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　望月寿信在パプアニューギニア大使

パプアニューギニア側　ジャスティン・トカチェンコ外務大臣

令和八年十月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第三百二十三号

令和八年九月十八日にポートモレスビーで、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がパプアニューギニア独立国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与等の限度額　三億千七百万円

3　贈与等の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　望月寿信在パプアニューギニア大使

パプアニューギニア側　ジャスティン・トカチェンコ外務大臣

令和八年十月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第三百二十四号

令和八年九月三十日にスバで、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がフィジー共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与等の限度額　一億六千五百万円

3　贈与等の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　田島浩志在フィジー大使

フィジー側　ピタ・タンギザキレワ公務員省次官

令和八年十月二十三日

外務大臣　茂木　敏充